平成２３年（フ）第３９９号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東493番地３　第２昭栄荘Ａ棟１号
債務者　五味　一博
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
山梨県甲府市住吉１丁目１番38号
債務者　風間　正敏
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
長野県千曲市大字戸倉1636番地３　千曲昭和ビル302号、前住所長野県千曲市大字上山田864番地
債務者　武重　好信
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第５２２号
岐阜市北島２丁目７番４号　ファミーユ大洞Ⅱ103号室
債務者　坂下　眞市
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２４５７号
名古屋市西区比良３丁目525番地
債務者　中井　美穂（旧姓小森）
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５４８号
名古屋市北区中切町２丁目53番地の２
債務者　坂本味由起
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８号
三重県伊賀市種生803番地
債務者　川合　庸子（旧姓村山）
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２１９号
三重県四日市市中野町1282番地114　フォーブル朝明102号
債務者　住田　健作
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目17番９　ローズハイツ301号室、住民票上の住所兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―1111号
債務者　山城　悦司
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４７０号
兵庫県尼崎市田能５丁目３番10―412号
債務者　南澤　幸博
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１８号
兵庫県尼崎市神田南通１丁目25番地の10
債務者　田渕　充世
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３３号
兵庫県西宮市浜甲子園２丁目18番13号
債務者　廣松　吏香
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１１号
兵庫県西宮市津門西口町14番39号睦荘
債務者　山田　　浩
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６５号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目20番４号
債務者　山下眞由美
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８８号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目６番６号
債務者　丸山　康世
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２９号
兵庫県西宮市今津上野町６番７―202号
債務者　大西　享子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目14番４号、前住所兵庫県尼崎市水堂町２丁目10番８号
債務者　恒松　政明
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係